



■青色申告承認取消処分を取消し! 納税者勝訴■

●違法な調査と取消事由の存否●

承諾を得ずに居宅部分である二階に立ち入り、無断でタンス等の捜索を行った調査官の行為には、重大な違法があるとして、納税者の国家賠償請求が認容されたいわゆる北村事件(Z208-7484, Z888-0221)は、改めて適正な調査手続きのあり方について波紋を呼び起こしています。

今回は、同事件における青色申告承認取消処分の取消しを求めた納税者の主張が全面的に認められた判例をご紹介します(平成12年2月25日京都地裁)。

I 原告の主張

所得税法150条1項一号は、帳簿書類の不提示を青色申告承認取消事由とはしていないから、帳簿書類の不提示をもって直ちに備付け等の義務違反があると解することはできず、課税庁が、帳簿書類の備付け状況等を確認すべき法的義務を尽くしても、納税者が正当な理由なく帳簿の提示、確認を拒んだ場合に初めて、帳簿書類の備付け等の義務違反がある場合と同視して、青色申告承認取消事由に該当すると判断すべきである。

しかし、本件においては、被告は終始不誠実な対応を繰り返していたのであるから、帳簿書類の備付け状況等の確認努力義務を尽くしたとはいえず、原告に所定の青色申告承認取消事由は存しないから、本件青色申告承認取消処分(以下、本件処分という。)は違法である。

II 被告の主張

本件においては、税務調査において原告が正当な理由なく帳簿書類を提示しなかったため、その備付け等を確認し得なかったものであり、したがって本件処分は適法である。また、青色申告承認取消処分の適法性は、右取消事由の存否により決定されるべきものであり、税務調査の違法が右取消事由の存否に影響することはない。

III 裁判所の判断

裁判所は、本件処分に至るまでの税務調査の適法性及び右税務調査以後の被告の対応について検証し、被告は原告の帳簿書類の備付け状況等を確認するための

社会通念上当然要求される程度の努力を尽くしたとは認められないとして、下記のとおり判示し本件処分を取消しました。

1. 青色申告承認取消処分の取消事由の認定に当たっては一定の慎重さが要求されるというべきであり、課税庁の行う調査の全過程を通じて、社会通念上当然に要求される程度の努力を行ったにもかかわらず、帳簿書類等の備付けの確認を行うことが客観的にできなかった場合に取消事由の存在が肯定されると解するのが相当である。
2. 国税調査官らが、本件税務調査において任意調査として許容される限度を著しく逸脱した重大な違法行為を行ったことは認定のとおりであり、そのような違法行為を行い、社会通念上納税義務者の協力を期待し得ない状態を作り出した課税庁には、右違法行為がなされる以前の状態に回復する努力が要求されるというべきであるのに、被告は本件調査以後も不誠実な対応をとっていたのであるから、帳簿書類の備付け状況等の確認を行うために社会通念上当然要求される程度の努力を尽くしたものということはできない。
3. そして、課税庁が帳簿書類の備付け状況等の確認を行うために社会通念上当然要求される程度の努力を尽くしたか否かの判断は、社会通念により決すべきであるから、右の限度において調査手続の違法及びその後の課税庁の対応が青色申告承認取消事由の要件に影響を与えるというべきである。